飯豊町告示１３１号

令和８年度飯豊町農地等自力復旧支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月１６日

飯豊町長　嵐　　正　人

令和８年度飯豊町農地等自力復旧支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　町長は、令和８年７月２６日に発生した豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）により農地及び農業用施設等等が被災し、農作物等に著しい被害が生じた場合における迅速な復旧に資するため、町内の農地の所有者及び耕作者並びに団体に対し、復旧事業に要する経費について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和５３年規則第３号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　受益者とは、農地又は農業用施設等の復旧事業により利益を受ける者をいう。

（２）　団体とは、３戸以上の受益者により組織される団体をいう。

（３）　農地とは、登記簿上の地目が田又は畑であり、耕作の目的に供される土地をいう。

（４）　農業用施設等とは、水路、農道、ため池等をいう。

（５）　復旧事業とは、土砂・流木等の流入、農地の流出、法面の崩落、畦畔の崩落、取水口の破損、農道の洗掘、ため池の破損等により被災した農地又は農業用施設等等を原形に復旧する工事をいう。

（事業実施主体）

第３条　補助金の交付対象となる事業実施主体は、次に掲げるものとする。

（１）豪雨災害により被災した農地の所有者及び耕作者

（２）町内において、豪雨災害により被災した農地又は農業用施設等の復旧に取り組む団体

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、事業実施主体が豪雨災害により被災した農地又は農業用施設等を復旧する事業とし、災害発生後に実施した応急的な復旧に要する経費についても対象とする。なお、補助対象事業費は、１箇所当たり１３万円以上４０万円未満とし、令和９年３月１５日までに実施した事業を対象とする。ただし、他の補助事業との併用となる経費については、本補助金の交付対象としない。

２　補助金の交付対象となる農地は、災害復旧後３年以内に作物を作付けする農地とする。

３　補助対象経費は、令和８年７月２６日以降に実施した復旧事業に要する経費であって、次の各号に掲げる経費とする。

（１）　工事費（復旧工事を請け負う企業等へ発注するもの）

（２）　資材購入費

（３）　機械器具レンタル料等

（４）　その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象に要する経費の３分の２以内とする。

２　前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第２号）を添えて、町長が定める日までに町に提出しなければならない。

２　規則第７条第１項第１号に定める軽微な変更は、補助対象事業に要する経費の増額又は３０パーセントを超える減額を伴わない変更とする。

３　規則第７条第１項第１号の規定により、町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び同事業変更交付申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による交付申請があった場合は、内容を精査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

（概算払）

第８条　町長は、事業実施主体からの申出に応じ、必要と認めるときは事業費の７割以内の額を概算払することができる。

２　概算払を受けようとするときは概算払請求書（様式第４号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後２０日を経過する日又は令和９年３月１５日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第５号）に事業実績書（様式第２号）を添えて提出するものとする。

２　事業実施主体が事業完了後、補助金を自ら受領せず、復旧工事を請け負った業者に直接支払うことを希望する場合は、委任状（様式第６号）を提出しなければならない。

（帳簿の備付）

第 10 条 事業実施主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年７月２６日から適用する。